省　令

○厚生労働省令第三十号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十条第一項第一号並びに第三十条第一項第一号及び第三項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号に次のただし書を加える。

ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

第五十一条の四第二号に次のただし書を加える。

ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

第七条の二第二号に次のように加える。

ヌ　粉末活性炭処理設備

ル　粒状活性炭処理設備

第五十一条の四第二号に次のように加える。

ヌ　粉末活性炭処理設備

ル　粒状活性炭処理設備

第五十一条の五第二項中「第七条の二第二号」を「前条第二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第三項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第百六条第一項、第百九条第一項から第三項まで、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び第二項、第百十八条第一項ただし書、第百五十条の三の三第一項並びに第百五十条の三の五第一項において読み替えて適用する第百六条第一項の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「法第百二十条の六第十二項」を「法第百二十条の六第七項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

共済事業を行う市町村がその行う共済事業の全部を廃止した場合において、当該共済事業の全部を廃止した市町村（以下「事業廃止市町村」という。）の家畜共済に付されていた家畜であつて、法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了してから二週間以内にその廃止された事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任は、当該市町村の家畜共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の包括共済に新たに付された家畜についての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現に当該組合等と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

第二十四条第四項中「共済事業を行う市町村がその行う共済事業の全部を廃止した場合において、その廃止された」を「事業廃止市町村の」に、「当該共済事業を廃止した市町村（以下この項及び次項において「事業廃止市町村」という。）」を「当該事業廃止市町村」に改める。

第二十七条の七第一項中「共済目的の種類ごと」を「農作物共済の共済目的の種類等ごと」に改める。

第二十八条の二中「共済目的の種類」を「農作物共済の共済目的の種類等」に改める。

第二十九条第三号中「第十日の日」を「第二月の月の末日」に改める。

第二十九条の六を次のように改める。

第二十九条の六　法第百十三条第一項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　市町村が法第八十五条の二第一項の規定による農業共済組合の申出に基づき法第八十五条の三第一項の規定により当該農業共済組合の区域に相当する区域において共済事業を行う場合において、法第百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の四第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続き当該農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜を、法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日から二週間以内に当該市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付するとき。

二　法第百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続き事業廃止市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜を、当該家畜共済の共済関係が終了した日から二週間以内に当該事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付する場合

第二十九条の七　法第百十三条第二項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　次の要件のすべてに適合する場合

イ　当該個別共済関係が共済事業を行う市町村の家畜共済に係る個別共済関係であつて、当該市町村につき法第八十五条の三第三項又は第五項の公示のあつた日から二週間以内に新たに開始したものであること。

ロ　当該個別共済関係に係る家畜が、法第百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の四第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続きイの市町村に対し法第八十五条の二第一項の規定による申出をした農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜であること。

二　次の要件のすべてに適合する場合

イ　当該個別共済関係が事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の家畜共済に係る個別共済関係であつて、当該事業廃止市町村が法第八十五条の九第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内に新たに開始したものであること。

ロ　当該個別共済関係に係る家畜が、法第百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続きイの事業廃止市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜であること。

第三十三条の二第一号に次のように加える。

ニ　当該共済事故が、ハの農業共済組合との間に存した共済関係において、法第百十一条の八第二項の規定により共済事故としないものとされた事故でないこと。

ホ　イの市町村との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時において、当該開始の時における共済価額がハの農業共済組合との間に存した家畜共済の共済関係の消滅の時における共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又は当該市町村における法第百十四条第一項の共済規程等で定める最低割合（以下単に「最低割合」という。）が当該農業共済組合における最低割合を超える場合において、当該開始の時における共済価額に当該市町村における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。

第三十三条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　次の要件のすべてに適合する場合

イ　当該共済事故が事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の家畜共済に係る個別共済関係であつて、当該事業廃止市町村が法第八十五条の九第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内に新たに開始したものであること。

ロ　当該個別共済関係に係る家畜が、法第百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続きイの事業廃止市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜であること。

ロ　当該共済事故に係る家畜がイの事業廃止市町村が法第八十五条の九第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内にイの農業共済組合の家畜共済に付されたものであること。